

令和4年

9月号

# 濱田会計事務所通信

令和4年9月5日発行 Vol.61

令和4年4月1日以降に開始する事業年度（個人事業の場合は令和5年分）から新しい賃上げ促進税制が開始されました。賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援するために、従前からあった制度をさらに拡充させるものとなっています。

ただし、この制度は税額が発生する場合に、その税額の一定割合の税金を控除する制度のため、赤字等のため税金を納めていない企業には影響がなく、制度拡充の恩恵を受けられる企業はある程度の事業規模で利益を出している企業に限定されることとなりそうです。



## 中小企業向け賃上げ促進税制

### 適用対象

青色申告書を提出する中小企業者等

### 適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度  
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

### 必須要件

雇用者全体の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加

⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大15%税額控除\*

雇用者全体の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加

⇒ 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%税額控除\*

### 追加要件

教育訓練費が前年度比で10%以上増加

⇒ +10%税額控除\*

\* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

### 用語の説明

#### 給与等支給額

国内雇用者（パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

#### 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

#### 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。



## 取引先法人が適格請求書発行事業者の登録をしているか調べる方法

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始される予定です。この制度が開始されると、消費税の課税事業者（簡易課税制度を選択している事業者を除く）が仕入税額控除の適用を受けるために適格請求書等を保存する必要があるため、取引先から受け取る請求書等がインボイス番号の記載のある適格請求書等であるかどうか、支払い側にとって非常に重要な事になります。

適格請求書発行事業者の登録の受付は令和3年10月1日から開始されており、原則として令和5年3月31日までに登録の申請を行う事となっています。適格請求書等保存方式が開始される令和5年10月1日までに、取引先が適格請求書発行事業者として登録しているかどうか事前に確認しておくことが重要ですが、取引先が法人の場合は相手方に問い合わせをしなくてもご自身で調べることが出来ます。

適格請求書発行事業者として登録が完了すると、課税庁から登録番号（インボイス番号）が通知されます。登録番号はアルファベットのT+13桁の番号となりますが、法人の場合この13桁の番号とは法人番号となります。

法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで法人名などから検索することが出来ます。

国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

法人番号を検索出来たら、こちらも国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで法人番号を入力して検索します。その法人が適格請求書発行事業者として登録しているならば、会社名と本店所在地などが表示されます。

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=5140001096498>

法人番号で検索しても登録事業者が出てこない場合は、その法人はその時点では適格請求書発行事業者として登録が完了していないということになります。

個人事業者については登録番号を検索することは今のところ出来ませんが、制度が開始される前に可能な限り登録番号を確認しておいて下さい。



YouTube  
チャンネル



## 事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、  
右のQRコードより是非御覧下さい。



【最近の動画】



- ・あの会社が適格請求書発行事業者の登録をしているか調べる方法
- ・iPhoneでマイナポイントを申請しよう

Twitter 始めました @hamadakaikai

リアルタイムでの情報発信や個人的な事などもたまにつぶやいたりしています。

 濱田会計事務所  
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

